

高槻市総合交通戦略

実施計画編

(案)

高槻市

目 次

第 1 章 はじめに.....	1
1 - 1 実施計画とは	2
1 - 2 計画期間	2
第 2 章 取り組むべき交通施策.....	3
2 - 1 施策体系	4
2 - 2 施策	6

第1章 はじめに

1-1 実施計画とは

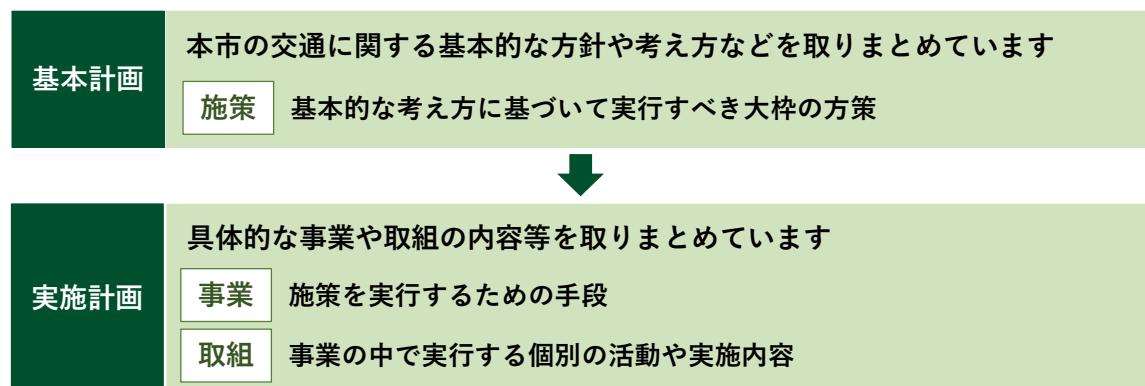
1-2 計画期間

1.はじめに

1・1 実施計画とは

「高槻市総合交通戦略 実施計画編」(以下、「本計画」という。)は、「高槻市総合交通戦略 基本計画編」(以下、「基本計画」という。)で示された交通施策の方向性に沿って、施策のより具体的な事業や取組の内容を定め、計画を推進するために策定するものです。

なお、本計画における「施策」とは、基本的な考え方に基づいて実行すべき大枠の方策を示すものとし、この施策を実行するための手段を「事業」、事業の中で実行する個別の活動や実施内容を「取組」として定義します。



1・2 計画期間

計画期間は、基本計画と同様に、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、事業や取組の進捗状況、地域公共交通を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、事業や取組は、必要に応じて見直します。

なお、本計画に示す「短期的な取組」は、令和8年度から令和10年度までの3年間において重点的に進める取組、「中期的な取組」は、計画期間7年間にわたって進める取組、「長期的な取組」は、計画期間後も見据えて進める取組とします。



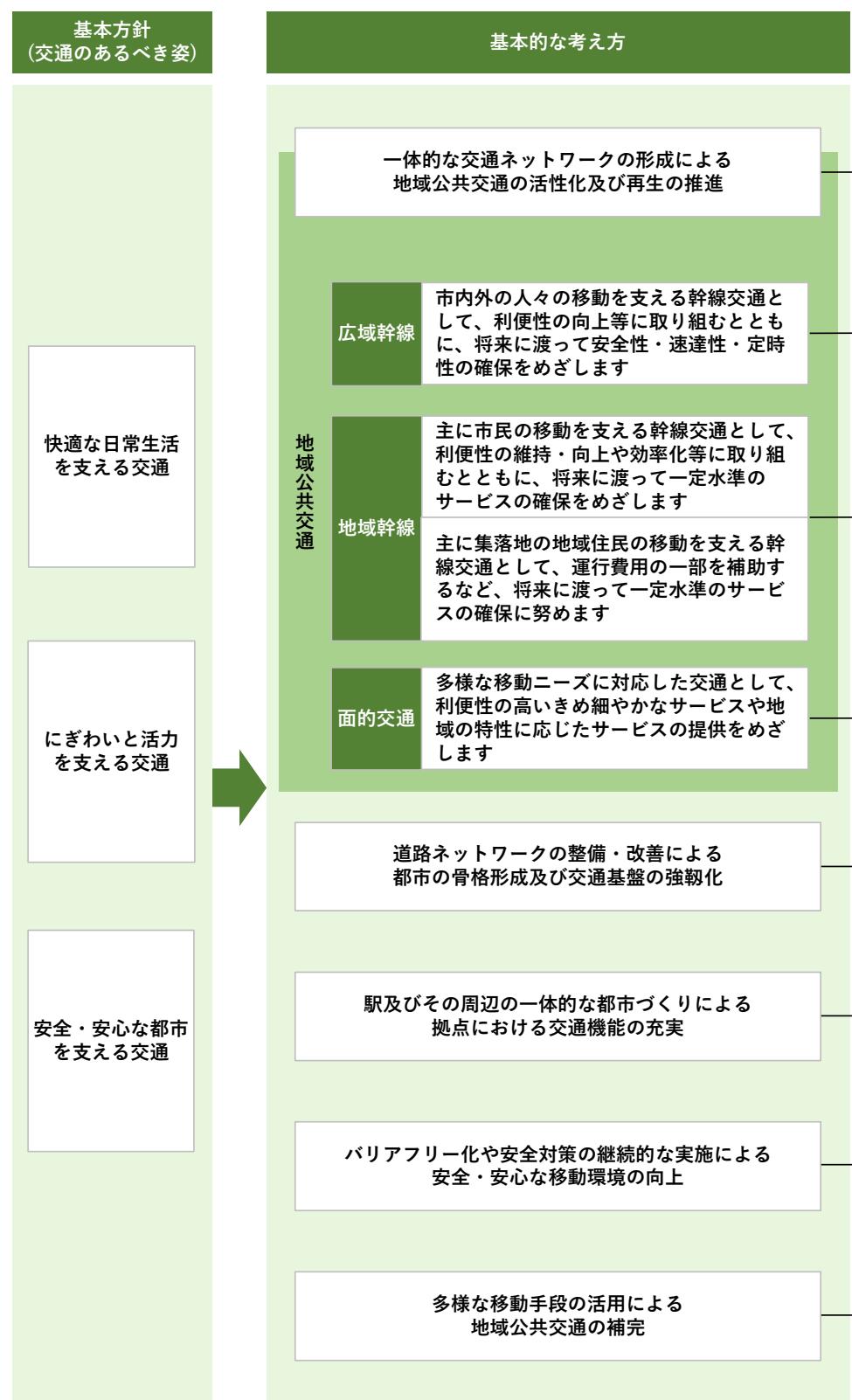
第2章 取り組むべき交通施策

- 2-1 施策体系
- 2-2 施策

2.取り組むべき交通施策

2・1 施策体系

施策体系は次のとおりです。



2.取り組むべき交通施策

施策・事業	評価指標
【共通施策】	
1. 地域公共交通の利用促進	モビリティ・マネジメント 案内・情報提供の充実
2. 安全・安心な輸送体制の構築	地域公共交通のバリアフリー化 運転者の確保・育成 重点 環境負荷の低減 大規模災害時の緊急輸送体制の確保
【機能別施策】	
3. 広域移動の活性化	輸送サービスの質的充実
4. 安全性の向上	ホーム・車内の安全対策 重点 施設の防災・減災対策
5. 市内移動の円滑化	利用しやすい運賃体系や支払いシステムの導入 子育て世代、高齢者、障がい者等の外出支援・利用促進 重点 バス停の待合環境の改善・乗り継ぎ環境の整備
6. 地域幹線の確保・維持	状況の変化に対応した路線やダイヤの検討 山間地域における適切な交通手段の導入検討 重点 市街化調整区域等運行路線における財政支援 新技術や新たな交通モードの導入に関する調査・研究
7. 市内移動の活性化	タクシーの活用促進 重点
8. 幹線交通の補完	地域の特性に応じた新たな交通サービスの導入検討
9. 幹線道路ネットワーク等の形成	需要に応じた都市計画道路等の整備 大規模災害時の緊急輸送道路等の機能確保
10. 幹線道路等の渋滞緩和	渋滞対策の実施
11. 歩行者中心の駅前空間の形成	歩きたくなるまちづくりの推進
12. 交通結節機能の強化・充実	交通拠点の機能強化・充実 鉄道による地域分断の解消
13. 移動等の円滑化	歩行空間の確保 移動困難者の外出支援
14. 歩行者の安全確保	歩道の安全対策 通学路の安全対策
15. 自転車利用環境の向上	自転車通行空間の確保 駐輪環境の充実 自転車利用に関する意識啓発
16. 移動を支える多様な仕組みの構築	所有から共有への意識転換 多様な主体との連携 重点

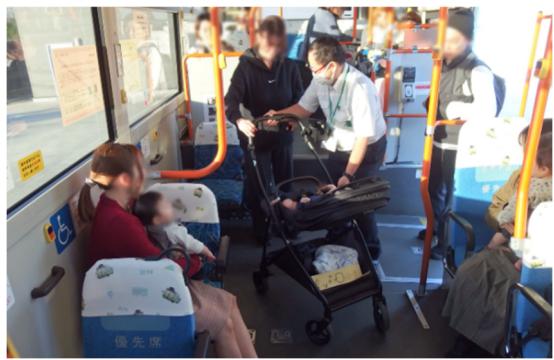
重点：本計画で重点的に取り組む事業を示します。

2.取り組むべき交通施策

2-2 施策

2-2-1 一体的な交通ネットワークの形成による地域公共交通の活性化及び再生の推進

施 策	1. 共通施策：地域公共交通の利用促進
事 業	モビリティ・マネジメント*
事業エリア	市全域
事業概要	人口減少や少子高齢化に伴い移動需要が減少する中においても、地域公共交通を維持し活性化するためには、地域公共交通を更に利用してもらうことが必要です。より効果的な利用促進を図るため、対象者に応じた、講座やイベントの開催、PR等の取組を実施します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 対象者に応じた講座等の充実 <都市づくり推進課、バス事業者></p> <p>地域公共交通を取り巻く環境の変化や実情などの理解を深めもらうため、市民や学生を対象とした出前講座や子育て世代を対象としたベビーカーによるバスの乗り方教室など、対象者に応じた講座等の充実に取り組みます。</p> <p>② 各種イベントの実施・参加 <バス事業者></p> <p>バス利用に繋がるファンづくりやきっかけづくりのため、車庫見学やバス車両の展示など、バスに触れ合う機会を提供する各種イベントの実施・参加に取り組みます。</p> <p>③ 運転免許証自主返納制度のPR <管理課></p> <p>高齢者を対象に、警察を講師とする交通安全教室や市ホームページ、窓口等での冊子の配架等により運転免許証自主返納制度のPRに取り組みます。</p>	
<p>*モビリティ・マネジメント：地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「地域公共交通や歩行などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しづつ変えていくため、一人一人の住民や一つ一つの職場組織等に、環境や健康などに配慮した行動への自発的な転換を促す取組です。</p>	



ベビーカー乗車体験教室（市営バス）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				継続			
③				継続			

施 策	1. 共通施策：地域公共交通の利用促進
事 業	案内・情報提供の充実
事業エリア	市全域
事業概要	<p>案内の高度化を通じた地域公共交通による移動の利便性向上とともに、本市の魅力発信を行い、市内外からの利用促進を図ります。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 多様な媒体による案内・情報提供の充実 <地域公共交通事業者、観光シティセールス課></p> <p>各種ウェブサイトやアプリ、フリーペーパー等の多様な媒体を通じて、運行情報だけでなく、観光等の魅力溢れる情報提供の充実に取り組みます。</p> <p>② 駅ターミナルにおける案内の高度化 <バス事業者></p> <p>接近情報等が確認できるバスロケーションシステムと連動した発車時刻案内板の設置やスマートバス停の設置など駅ターミナルにおける案内の高度化について検討します。</p>
	 <p>スマートバス停の事例 (出典：YE デジタル HP)</p>

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②		短期					

2.取り組むべき交通施策

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	地域公共交通のバリアフリー化
事業エリア	市全域
事業概要	高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全・安心な移動を円滑に行えるよう、施設や車両等のハード面に加え、乗務員による対応等のソフト面からもバリアフリー化を推進します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 鉄道駅や鉄道車両のバリアフリー化 <鉄道事業者> 鉄道駅におけるエレベーター等のバリアフリー設備の維持管理とともに、鉄道車両における扉の開閉予告装置や車内案内表示器の設置、車椅子スペースの拡大などのバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>② バス・タクシー車両のバリアフリー化 <バス事業者、タクシー事業者> 高齢者や障がい者等の多様な方が利用しやすいよう、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入など、バス・タクシー車両のバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>③ 乗務員等への研修の実施 <地域公共交通事業者> 移動に困難を抱える方への理解促進や配慮の意識醸成のため、乗務員等へのバリアフリーに係る研修の実施に取り組みます。</p>	
 <p>バリアフリーに関する乗務員研修の実施 (市営バス)</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			
②				長期			
③				継続			

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	運転者の確保・育成 重点
事業エリア	市全域
事業概要	バスやタクシーの運転士や整備士の不足が全国的に深刻化し、生活の足を守るために担い手の確保が急務となっていることから、事業者の取組に加えて、本市においても近隣自治体や事業者と連携した取組を実施します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 採用説明会の実施 <都市づくり推進課、地域公共交通事業者> 地域公共交通の担い手確保のため、近隣自治体や事業者等との連携による採用活動として、説明会の実施について検討します。</p> <p>② 第二種免許取得支援 <バス事業者、タクシー事業者> バス事業やタクシー事業の運転に必要な第二種免許の取得費用の継続的な支援に取り組みます。</p>	
 <p>バス運転士職業理解セミナー（茨木市） (出典：茨木市提供)</p>	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①		短期			継続		
②				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	環境負荷の低減
事業エリア	市全域
事業概要	車両や施設の更新を通じ、環境負荷の低減を図るため、温室効果ガスの排出量の削減やカーボンニュートラルへの取組を実施します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 環境に配慮した低炭素型車両の導入 <バス事業者、タクシー事業者> 燃費効率の向上や環境負荷の低減を図るため、ハイブリッド車両やEV等の環境に配慮した低炭素型車両の導入に取り組みます。</p> <p>② カーボンニュートラル運行の実施 <鉄道事業者> 列車運行と駅施設などで使用する鉄道用電力を再生可能エネルギー由来の電力に置き換え、実質的にCO₂排出量をゼロにするカーボンニュートラル運行の実施に取り組みます。</p>	
 <p>カーボンニュートラルラッピング車両 (出典：阪急電鉄 HP)</p>	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						
②	継続						

施 策	2. 共通施策：安全・安心な輸送体制の構築
事 業	大規模災害時の緊急輸送体制の確保
事業エリア	市全域
事業概要	<p>大規模災害時に高齢者や障がい者をはじめとする避難者の輸送が円滑に行えるよう、緊急輸送体制を確保します。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 市営バス車両活用による避難者の輸送体制の周知・啓発 <危機管理室> 出前講座や防災訓練等を通じて、市営バス車両を活用した避難者輸送に関する周知・啓発に取り組みます。</p>  <p>市営バスによる避難者輸送訓練</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	3. 機能別施策（広域幹線）：広域移動の活性化
事 業	輸送サービスの質的充実
事業エリア	市全域
事業概要	モバイル端末で購入・利用可能な乗車券の導入等を通じ、MaaS*をはじめとした輸送サービスの充実と周知を図ります。
【取 組】 <>内は取組主体	
① QRコード乗車券の充実 <鉄道事業者>	<p>乗車券のデジタル化による利便性向上策として、スマートフォンを用いて事前購入・利用（表示・タッチ）ができるQRコード乗車券の充実に取り組みます。</p>
② 「KANSAI MaaS」の充実・周知 <鉄道事業者>	<p>マルチモーダルでの乗換経路検索や電子チケット等のサービスをワンストップに提供し、関西に主要路線を持つ鉄道7社が運営する「KANSAI MaaS」について、継続的なサービスや機能の充実と周知に取り組みます。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>QRコード乗車券の利用イメージ (出典：阪急電鉄 HP)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>KANSAI MaaS (出典：関西 MaaS 協議会 HP)</p> </div> </div> <p>※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>*MaaS (Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのことです。</p> </div>	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				継続			

施 策	4. 機能別施策（広域幹線）：安全性の向上
事 業	ホーム・車内の安全対策 重点
事業エリア	市全域
事業概要	利用者の安全・安心の向上を図るため、駅におけるホーム柵の設置や車内への防犯カメラの設置等を実施します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 可動式ホーム柵等の設置 <鉄道事業者> ホームからの転落による列車との接触事故の防止などホーム上の安全性を高めるため、市内全駅への可動式ホーム柵等の設置に取り組みます。</p> <p>② 車内防犯カメラの設置 <鉄道事業者> 車内トラブル対応や犯罪・迷惑行為の抑制につなげる車内セキュリティ強化のため、全ての車両への防犯カメラの設置に取り組みます。</p>	
 <p style="text-align: center;">転落防止ホーム柵</p>	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	長期						
②	長期						

2.取り組むべき交通施策

施 策	4. 機能別施策（広域幹線）：安全性の向上
事 業	施設の防災・減災対策
事業エリア	市全域
事業概要	有馬高槻断層帯地震や南海トラフ地震等の発生時には、本市においても大きな揺れが想定されることから、施設の耐震化による防災・減災対策を実施します。
	<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 高架橋の耐震化 <鉄道事業者></p> <p>市内鉄道高架橋において国土交通省令等に基づき、耐震補強の対策が必要な箇所について調査するとともに、必要に応じた耐震化に取り組みます。</p>  <p>高架橋の耐震補強工事（高槻市役所付近）</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

施 策	5. 機能別施策（地域幹線）：市内移動の円滑化
事 業	利用しやすい運賃体系や支払いシステムの導入
事業エリア	市全域
事業概要	市内移動における利用環境の向上を図るため、想定される様々な利用者に応じた新たな支払い方法や割引制度の導入や拡充を検討します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① キャッシュレス決済の導入 <バス事業者> 車載器（運賃箱）の更新に合わせて、クレジットカード決済やQRコード乗車券等の運賃のキャッシュレス決済について導入を検討します。</p> <p>② 「Tsukica」を活用した多様な割引制度等の拡充 <バス事業者> 市営バス専用 IC カード「Tsukica」を活用し、市営バスの乗り継ぎ割引や昼間割引の運用継続のほか、多様な割引制度等の拡充について検討します。</p>	
 <p>次世代型運賃箱の事例 (出典：小田原機器 提供)</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①		短期					
②				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	5. 機能別施策（地域幹線）：市内移動の円滑化
事 業	子育て世代、高齢者、障がい者等の外出支援・利用促進 重点
事業エリア	市全域
事業概要	子育て世代、高齢者、障がい者等の移動制約者を対象に、地域公共交通の利用や外出を促進するため、本市の福祉政策と連携した運賃の無料・割引制度をはじめとする多様なサービスを提供します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① ライフステージに即した多様な割引乗車制度の継続 <バス事業者></p> <p>「妊娠特別運賃制度（こうのとりバス）」「乳児保護者等特別運賃制度（かるがもバス）」「U-12、U-15 おでかけバス」など、市民のライフステージに即した多様な割引乗車制度の継続的な運用に取り組みます。</p> <p>② 子育て支援乗車制度の拡充検討 <バス事業者></p> <p>利便性の向上等を図るため、現行の乗車制度のリニューアルを見据えた制度拡充を検討します。</p> <p>③ 市営バス高齢者割引乗車券・無料乗車券制度の継続 <長寿介護課></p> <p>高齢者の社会参加の促進を図るため、75歳以上の市民に市営バスの無料乗車券・70歳以上の市民に割引乗車券を交付する制度の継続的な運用に取り組みます。</p> <p>④ 市営バス障がい者無料乗車券制度の継続 <障がい福祉課></p> <p>障がい者の社会参加の促進を図るため、市内在住の障がい者手帳所持者に市営バス無料乗車券を交付する制度の継続的な運用に取り組みます。</p>	



ライフステージに応じた
割引乗車制度（市営バス）

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②		短期			継続		
③				継続			
④				継続			

施 策	5. 機能別施策（地域幹線）：市内移動の円滑化
事 業	バス停の待合環境の改善・乗り継ぎ環境の整備
事業エリア	市全域
事業概要	利用者が多いバス停を中心に、上屋やベンチの設置等、待合環境の改善を検討・実施します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 上屋及びベンチ等の設置 <バス事業者></p> <p>利用状況や歩道幅員等の道路条件、施設の経年劣化といった実情を踏まえた設置状況となるよう、計画的にバス停の上屋及びベンチ等の設置に取り組みます。</p>	
 <p>バス停におけるシェルター等の設置</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

2.取り組むべき交通施策

施 策	6. 機能別施策（地域幹線）：地域幹線の確保・維持
事 業	状況の変化に対応した路線やダイヤの検討
事業エリア	市全域
事業概要	<p>市営バスの路線やダイヤについては、OD データを活用し、移動需要の変化を適切に捉えるとともに、今後予定されている市の施設整備や新たな道路の供用開始等を踏まえた検討を行います。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① OD データに基づく効率的かつ公平なダイヤ編成 <バス事業者> OD データに基づく効率的かつ公平なダイヤ編成に継続して取り組みます。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			

施 策	6. 機能別施策（地域幹線）：地域幹線の確保・維持
事 業	山間地域における適切な交通手段の導入検討 重点
事業エリア	山間地域
事業概要	市営バス路線のうち極端に利用者が少ない北部山間地の区間について、デマンド交通等の各地域に適した交通手段の導入を検討・実施します。
	<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 横田地区におけるデマンド交通導入実証実験 <都市づくり推進課、バス事業者> 市営バス路線田能線の原大橋以北において、地域住民との協議を踏まえた新たな交通として、デマンド交通の実証運行に取り組みます。</p> <p>② 地域の移動手段の確保に向けた協議 <都市づくり推進課、バス事業者> 山間地域における地域の移動手段の確保に向け、新たな交通手段の導入について地域住民との協議に取り組みます。</p>
	 <p>地域との協議の様子（横田地区）</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①		短期					
②				中期			

2.取り組むべき交通施策

施 策	6. 機能別施策（地域幹線）：地域幹線の確保・維持
事 業	市街化調整区域等運行路線における財政支援
事業エリア	市街化調整区域等
事業概要	<p>市営バス路線のうち、多くの需要が見込めない市街化調整区域等を運行する路線については、市民の日常生活における移動手段を確保するため、引き続き生活交通路線維持事業補助金による路線の維持を図ります。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 生活交通路線維持事業補助金の交付 <財務管理室、都市づくり推進課></p> <p>市営バス事業の経営健全化と市民福祉の維持向上のため、市街化調整区域を相当区間運行する一部市営バス路線において運行損失額に対する継続的な支援に取り組みます。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			

施 策	6. 機能別施策（地域幹線）：地域幹線の確保・維持
事 業	新技術や新たな交通モードの導入に関する調査・研究
事業エリア	市全域
事業概要	自動運転技術等の開発が進む中、新たな技術や交通モードをいち早く実装できるよう、調査・研究に取り組みます。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 自動運転技術等に関する共同研究 <都市づくり推進課、バス事業者></p> <p>市と民間会社で締結した連携協定に基づき、自動運転技術等の新たなモビリティの適応可能性等の検討を行うことで、本市の持続可能な交通体系のあり方に関する官民連携の研究に取り組みます。</p>	
 <p>民間企業との連携協定</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

2.取り組むべき交通施策

施 策	7. 機能別施策（面的交通）：市内移動の活性化
事 業	タクシーの活用促進 重点
事業エリア	市全域
事業概要	<p>市内のタクシーについては、時間帯やエリアによって需給のミスマッチが生じていることから、配車アプリの活用促進等によりタクシーの利用促進を図ります。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 高齢者向けタクシー配車アプリの使い方講座の実施 <都市づくり推進課、タクシー事業者></p> <p>需給のミスマッチの解消や事業者の予約受付業務の負担軽減に向けて、高齢者向けのタクシー配車アプリの使い方講座の実施について検討します。</p>
	 <p>自治会を対象としたスマホ活用講座 (出典：高槻市 HP)</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①		短期				継続	

施 策	8. 機能別施策（面的交通）：幹線交通の補完
事 業	地域の特性に応じた新たな交通サービスの導入検討
事業エリア	市全域
事 業 概 要	移動が困難な方の増加や移動ニーズの多様化が見込まれる中、地域住民の積極的な参画による新たな交通サービスの導入に向けた検討を行います。
	<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 地域主体型の移動手段創出の技術支援 <都市づくり推進課></p> <p>ラストワンマイルや地域内移動等のきめ細やかな移動需要に対して、自家用有償運送制度等の活用可能性について調査・研究を行うなど、地域主体型の移動手段創出の技術支援について検討します。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

2.取り組むべき交通施策

2-2-2 道路ネットワークの整備・改善による都市の骨格形成及び交通基盤の強靭化

施 策	9. 幹線道路ネットワーク等の形成
事 業	需要に応じた都市計画道路等の整備
事業エリア	市全域
事業概要	都市間交流の活性化や円滑な地域内移動の実現を図るため、優先度を踏まえた都市計画道路等の整備を推進します。また、国土軸を形成する新名神高速道路については、関係者と連携して取り組みます。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 都市計画道路の見直し <都市づくり 推進課></p> <p>都市計画道路について、社会情勢の変化による計画の必要性や事業の実現性を踏まえ、関係機関と調整の上、必要に応じた都市計画道路の見直しに取り組みます。</p> <p>② 新名神高速道路の整備 <NEXCO 西日本></p> <p>交通利便性の更なる向上とともに、都市間連携の強化や地域経済の活性化を図るため、国土軸を形成する新名神高速道路の整備に取り組みます。</p> <p>③ 広域・放射状・環状幹線道路の整備 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局></p> <p>広域・放射状・環状幹線道路ネットワークの形成に向けて、(都) 富田奈佐原線など、都市計画道路等の整備推進に取り組みます。</p>	

実施時期

取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				中期			
③				長期			

施 策	9. 幹線道路ネットワーク等の形成
事 業	大規模災害時の緊急輸送道路等の機能確保
事業エリア	市全域
事業概要	<p>大規模災害時に沿道の建築物の倒壊等によって緊急車両の通行や住民の避難、物資輸送の妨げにならないよう、緊急輸送道路等の機能確保に取り組みます。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 緊急輸送道路等の沿道建築物等の所有者への意識啓発<審査指導課></p> <p>高槻市耐震化アクションプランに基づき、緊急輸送道路等の沿道建築物等の耐震化の進行管理を継続するとともに、所有者へ耐震化に関する意識啓発を図ります。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	10. 幹線道路等の渋滞緩和
事 業	渋滞対策の実施
事業エリア	市全域
事業概要	<p>幹線道路の渋滞緩和や円滑な移動を実現するため、主要な交差点の改良に取り組むとともに、関係者協議を行うなど、渋滞対策を実施します。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>② 交差点の改良 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局> 交通渋滞の要因となっている交差点において、交通処理能力の向上を図るために、右折レーンの設置など、交差点の改良について検討します。</p> <p>③ 渋滞対策に関する関係者協議 <都市づくり推進課> 府道16号大阪高槻線（市役所前交差点～唐崎北2丁目交差点）において、沿道への物流施設の立地による物流交通等の増加が懸念されることから、状況把握に取り組み、必要に応じた短期的な対応策の実施について検討します。</p>

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				長期			
②		短期					

2・2・3 駅及びその周辺の一体的な都市づくりによる拠点における交通機能の充実

施 策	11. 歩行者中心の駅前空間の形成
事 業	歩きたくなるまちづくりの推進
事業エリア	市全域
事業概要	駅周辺が歩行者中心の空間となるよう、沿道のまちなみ形成や道路空間の再構築・利活用など、歩きたくなるまちづくりを推進します。
【取 組】 <>内は取組主体	
① 富田まちなみ環境整備事業 <都市づくり推進課> 「富田地区交通まちづくり基本構想」に基づき、富田らしい歴史と趣のあるまちなみを再創出し、地域の魅力を高めるため、鉄道駅と歴史資源を結ぶ経路の修景支援を継続的に実施します。	
② 景観形成資源の保全及び活用に係る制度の検討 <都市づくり推進課> 良好な景観形成に向け、文化財保存活用地域計画区域である城下町エリアにおいて、風格と趣あるまちなみの形成に向け、景観形成資源の保全や創出、支援策について検討します。	
③ 道路空間の再構築・利活用 <都市づくり推進課> 居心地が良く魅力的な駅前空間の創出に向けて、官民連携による先進事例の調査・研究などに取り組み、道路空間の再構築や利活用の可能性について検討します。	
④ 中心市街地における市営駐車場のあり方検討 <管理課> 中心市街地では、民間駐車場が増加していることから、現在の市営駐車場の利用状況や周辺駐車場の状況把握をし、今後の施設のあり方の検討を行います。	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			
②		短期					
③				長期			
④				長期			

2.取り組むべき交通施策

施 策	12. 交通結節機能の強化・充実
事 業	交通拠点の機能強化・充実
事業エリア	駅周辺地域等
事業概要	<p>駅周辺の整備・再整備にあわせ、鉄道、バス、タクシーなどの乗り換えや集積する都市機能へのアクセスなどの更なる円滑化及び利便性の向上を図るとともに、交通拠点の更なる充実を図ります。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① JR 高槻駅南地区の再整備のあり方検討 <都市づくり推進課> JR 高槻駅南地区の再整備について、準備組合が事業計画素案の作成に着手することを受け、当該地区に求められる都市機能・都市基盤のあり方について整理・検討します。</p> <p>② 新駅設置の可能性の検討 <都市づくり推進課> 檜尾川以東の新駅設置の可能性について検討します。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①		短期					
②				長期			

施 策	12. 交通結節機能の強化・充実
事 業	鉄道による地域分断の解消
事業エリア	鉄道沿線地域
事業概要	<p>鉄道により分断されている地域については、鉄道高架化をはじめとした取組を推進することにより、踏切などの交通課題の解決に加え、周辺地域が一体となったまちづくりを進めます。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 鉄道高架化 <都市づくり推進課></p> <p>交通及びまちづくりの課題解決に向け、関係機関や鉄道事業者との勉強会を開催し、鉄道高架化の可能性について検討します。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

2.取り組むべき交通施策

2・2・4 バリアフリー化や安全対策の継続的な実施による安全・安心な移動環境の向上

施 策	13. 移動等の円滑化
事 業	歩行空間の確保
事業エリア	駅周辺地域等
事業概要	令和4年3月に改定した「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等が、安全・安心にまちを移動できるよう、歩行空間のバリアフリー化等の取組を推進します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 歩行空間のバリアフリー化 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局> 歩道の新設・改良や視覚障がい者誘導用ブロック等の設置・更新など歩行空間のバリアフリー化を推進します。</p> <p>② 効果的な放置自転車対策の実施 <管理課> 民間事業者・商店街等と連携した駅周辺での街頭指導や放置自転車対策ポスターの掲示、自転車放置禁止区域内の公営・民営駐輪場マップの市HP掲載など、様々な手法を加えた啓発活動による放置自転車対策の実施に取り組みます。</p> <p>③ 商店街等の道路不正使用防止キャンペーンの実施 <管理課> 国土交通省が実施する「道路ふれあい月間」に併せて、高槻駅周辺において関係機関や団体と共同でビラ配布及び現地指導を行うなど、道路上の商品や看板等のはみ出しを防止する啓発活動の実施に取り組みます。</p>	
 <p>道路不正使用等防止キャンペーンの実施状況</p>	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				長期			
②				継続			
③				継続			

施 策	13. 移動等の円滑化
事 業	移動困難者の外出支援
事業エリア	市全域
事業概要	令和4年3月に改定した「高槻市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等が、安全・安心にまちを移動できるよう、心のバリアフリーの推進など、ソフト面での取組を進めます。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 心のバリアフリーの推進 <都市づくり推進課> 障がい者や高齢者等に対する理解を深めるため、市内小学校においてバリアフリー総合学習などを実施します。</p> <p>② ゆずりあい駐車区画の整備促進 <管理課> 桃園町駐車場・高槻駅北地下駐車場に1箇所ずつ設置しているゆずりあい駐車区画について、利用状況やニーズ等を勘案し、整備を促進します。</p> <p>③ 市営駐車場における障がい者などに対する駐車料金減免制度の継続 <管理課> 障がい者などを対象に、市営駐車場において一時利用料金を減免する制度の継続的な運用に取り組みます。</p>	
	
小学校でのバリアフリーエクスペリエンス学習	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			
②				継続			
③				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	14. 歩行者の安全確保
事 業	歩道の安全対策
事業エリア	市全域
事業概要	平常時に加え、災害時にも、誰もが安全に通行できる歩道空間の実現を目指し、無電柱化をはじめ、ブロック塀等の撤去等に取り組みます。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 無電柱化の推進 <道路課、大阪府茨木市木事務所、国土交通省近畿地方整備局> 都市防災機能の向上や安全快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の形成のため、無電柱化の推進に取り組みます。</p>	
 <p>無電柱化の推進（西国街道線）</p>	
<p>② ブロック塀等の撤去 <審査指導課> ブロック塀等撤去工事にかかる費用の一部補助及び制度の周知啓発に取り組みます。</p>	
 <p>地域の安全確保に向けた取組リーフレット</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①	長期						
②	長期						

施 策	14. 歩行者の安全確保
事 業	通学路の安全対策
事業エリア	市全域
事業概要	高槻市通学路安全プログラムに基づき、子どもたちを取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」を進めます。特に、通学路の安全点検や危険箇所の具体的な対策実施など、教育関係機関と連携しながら、歩道の改善・安全確保を図ります。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 路側帯のカラー化・更新 <道路課> 歩道の無い幹線通学路において、路側帯のカラー化や更新に取り組みます。</p> <p>② 交差点部における支柱設置 <道路課> 歩道への車両侵入を抑制するため、幹線通学路の信号交差点部において支柱設置に取り組みます。</p> <p>③ 幹線通学路一斉点検調査の実施 <学校安全課> 各小学校において、毎年、保護者をはじめとする地域住民との協働のもと、防犯・交通安全・防災の観点から、幹線通学路の点検・調査の実施に取り組みます。</p>	
 <p>幹線通学路の一斉点検の状況 (出典：高槻市通学路安全プログラム)</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			
②				継続			
③				継続			

2.取り組むべき交通施策

2・2・5 多様な移動手段の活用による地域公共交通の補完

施 策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	自転車通行空間の確保
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を目指し、幹線道路等を活用した自転車通行空間ネットワークを構築し、自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境を創ります。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 自転車通行空間の整備・改善 <道路課、大阪府茨木土木事務所、国土交通省近畿地方整備局></p> <p>自転車利用者のみならず、歩行者が安全・快適に通行できる道路交通環境の創出に向け、「たかつき自転車まちづくり実行計画」に基づき、自転車通行空間の整備に取り組みます。</p>	
 <p>自転車道の整備（南平台日吉台線）</p>  <p>自転車専用通行帯の整備（富田芝生線）</p>	
自転車通行空間整備の状況	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

施 策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	駐輪環境の充実
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を目指し、既存駐輪場の利用促進や機能向上、利用者サービス向上等の実現に向け、関係機関と協議・連携を図り、総合的な駐輪施策を展開するとともに自転車利用者の満足度の向上を目指します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 需要に応じた駐輪サービスの充実 <管理課></p> <p>市立自転車駐車場において、2人乗り自転車に対する1階への優先駐車案内や駐輪区画の見直しを行うことで、需要に応じた駐輪サービスの充実に取り組みます。</p>	

実施時期

取 組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①				継続			

2.取り組むべき交通施策

施 策	15. 自転車利用環境の向上
事 業	自転車利用に関する意識啓発
事業エリア	市全域
事業概要	たかつき自転車まちづくり向上計画に示されている「自転車を安全・快適に利用できるまち たかつき」の実現を目指し、すべての自転車利用者が、自転車の交通ルールやマナーを理解・実践できるように取り組みます。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 自転車交通安全教育活動の充実 <管理課> 自転車事故防止と交通ルール遵守の徹底を図るため、高齢者や小・中・高校生など年齢層に応じた自転車交通安全教室の実施や教育コンテンツの充実に取り組みます。</p> <p>② 自転車保険の加入促進 <管理課> 交通安全教室や街頭啓発、窓口等でのチラシ配架等による周知など、自転車保険への加入促進に取り組みます。</p> <p>③ 自転車安全利用の啓発活動の実施 <管理課> 「自転車安全利用の日」を中心に、関係機関と連携した事故多発交差点や駅等における交通ルールの周知・啓発活動を展開し、自転車安全利用に対する意識啓発の推進に取り組みます。</p>	
  <p>関係機関との連携によるルール・マナーの周知・啓発 (出典：高槻市 HP)</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			
②					継続		
③					継続		

施 策	16. 移動を支える多様な仕組みの構築
事 業	所有から共有への意識転換
事業エリア	市全域
事業概要	移動手段を保有しなくても快適に外出できるように、カーシェアやシェアサイクル等の活用及び普及を検討します。
<p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① シェアサービス等の活用・普及 <都市づくり推進課、管理課> モビリティを所有せず、必要なときだけ利用する意識・行動の定着に向けて、 公共性を有する交通手段としてシェアサイクル等のシェアサービスの活用の検討 に取り組みます。</p>	

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				長期			

2.取り組むべき交通施策

施 策	16. 移動を支える多様な仕組みの構築
事 業	多様な主体との連携 重点
事業エリア	市全域
事業概要	<p>移動が困難な方の増加や移動ニーズの多様化が見込まれる中、市内に立地する事業所や病院等との連携や地域住民が主体となった移動サービスの提供等により地域公共交通の補完を図ります。</p> <p>【取 組】 <>内は取組主体</p> <p>① 福祉有償運送制度の周知 <長寿介護課、障がい福祉課> 地域公共交通の利用が困難で、車いすを利用する高齢者や障がい者に対して、市社会福祉協議会が実施する福祉有償運送制度を活用した移送サービスの周知に取り組みます。</p> <p>② 施設送迎サービス等の活用 <都市づくり推進課> 地域公共交通を補完する移動手段として、施設の利用者や企業の従業員を送迎するための輸送サービスやボランティア輸送等の活用可能性について、調査・研究に取り組みます。</p>

実施時期

取 組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
①				継続			
②				長期			